

冷蔵倉庫料率表

井上製氷冷蔵株式会社

冷蔵倉庫保管料率表

(平成 4年11月 1日実施)

1. 適用規定

- (1) 一般保管料は暦日によって1日から15日までと、16日から月末までとをそれぞれ1期として計算する。
- (2) 一般保管料は寄託物の体積又は重量による各算出額のうちいずれか大なる方による。

寄託物の体積は、荷造包装の外部からはかった体積とする。

寄託物の重量は、風袋込皆掛重量とする。

1口の貨物が少量の場合には、1個 25dm³又は10Kg未満のものは、それぞれ25dm³又は10Kgとして計算する。但し、ばら貨物はこの限りではない。
- (3) 容積建保管料の容積の計算は相対する両壁面間の距離と、床上から冷却管下端(天井に冷却管のない場合には、天井又はダクト下端)までの高さとの相乗積をもってする。但し、柱の占める容積(送風式冷却装置がある場合には、同装置の占める容積)を除く。
- (4) 庫入及び庫出の日を含めて、3日以内の保管をする場合は、日割をもって保管料を計算することができる。

この場合の料率は、1日につき一般保管料率(1期料率)の4分の1とする。
- (5) 予備冷却をする場合は、別に一般保管料1期分を加算する。
- (6) 一般保管料(ばら貨物を除く)の1個当り1期の料金に10銭未満の端数があるときは、その端数金額を10銭として計算する。
- (7) 請求各口につき10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円として計算する。
- (8) 1口1期の保管料が400円に満たない場合は400円とする。

2. 料率表

(1) 一般保管料率（1期料率）

| 級 別 | 料 率 | |
|-------------------|-----------------------|----------|
| | 10 dm ³ に付 | 10 Kg に付 |
| F級室（-20℃以下） | 12円10銭 | 26円60銭 |
| C級室（10℃以下 -20℃未満） | 11円40銭 | 25円00銭 |

(2) 容積建保管料率（1ヶ月1m³料率）

| 級 別 | 料 率 | 備 考 |
|-----|--------|-----------|
| F級室 | 1,210円 | 級別は(1)に同じ |
| C級室 | 1,140円 | |

但し、料金は、料金の種類ごとに計算した金額の上下それぞれ10%の範囲内とする。

3. 割増規定

(1) 積付1口7.5m³又は3トン未満の小口貨物については、一般保管料率に対し次の割増をつける。

但し、各割増により算出された料金が、容積又は重量の多いものの料金を超えることはできない。

| | | |
|-------------------------------|---------------------------|------|
| (イ) 2.5m ³ （1トン）未満 | | 12割増 |
| (ロ) 2.5m ³ （1トン）以上 | 5 m ³ （2トン）未満 | 6割増 |
| (ハ) 5 m ³ （2トン）以上 | 7.5m ³ （3トン）未満 | 3割増 |

(2) 懸垂保管をなすものについては、一般保管料率の20割増とする。

(3) 室の一部に容積建保管をする場合は、容積建保管料率の5割以内の割増をつける。

(4) 下記貨物には次の割増をつける。

(イ) かさ高貨物（1個400dm³以上）、ばら貨物、積載不適貨物及び荷造不全貨物 10割以内

上記の各割増は、同一寄託物について重複して適用すること及び容積建保管料について適用することができない。

(ロ) 汚損性貨物、嫌臭性貨物及び破損しやすい貨物 10割以内

(ハ) 高価品及び薬品 20割以内

(5) 摂氏零下30度以下の低温で保管を行う場合は次の割増をつける。

(イ) -30℃以下 -40℃未満 F級料率の10割以内

(ロ) -40℃以下 F級料率の20割以内

(6) 湿度調整等特殊保管を行った場合は、10割以内の割増をつける。

(7) 保税地域蔵置貨物（内国貨物として庫入された貨物を除く）については、3割増とする。

(8) 割増が重複する場合は、各割増率を合算して、一般保管料又は容積建保管料に乗ずるものとする。

4. その他料金

(1) 寄託物の内出及び見本摘出の場合の手数料は1件につき100円とする。

(2) 寄託物の名義変更及び在庫証明書（在庫報告書を含む）を発行する場合は、次の手数料を徴収する。但し、当該貨物の保管料を限度とする。

(イ) 名義変更 各口に付500円

(ロ) 在庫証明書 1件に付500円

(3) その他寄託者の要求により特別の事務処理等を要した場合は、別に料金を徴収することができる。

5. 消費税の加算

消費税は、1から4までによって計算した料金の総額の3%に相当する金額を別途加算するものとする。但し、保税上屋又は、保税倉庫に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。

加算に当たっては、1-(7)にかかわらず、上記により計算された金額に1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入するものとする。

冷蔵倉庫荷役料率表

(平成 3年 7月12日改正)

1. 適用規定

- (1) この料率表は、寄託者の貨物が倉庫業法の指定する荷捌場に取り卸されてから荷捌場にて引渡されるまでの作業に適用するものとする。
- (2) 普通荷役料率は、庫入又は庫出料率とする。
- (3) 普通荷役料は、貨物の体積又は重量による各算出額のうちいずれか大なる方による。
貨物の体積は、荷造包装の外部からはかった体積とする。
貨物の重量は、風袋込皆掛重量とする。
- (4) 寄託者の要求によって検品、改装、見本摘出、特殊仕訳、マーク刷、ニフ付その他の作業をした場合の費用は、寄託者の負担とする。
- (5) 料金の計算方法
 1. 割増が重複する場合は、各割増率を合算して本表料率に乘じ計算する。
 2. 1口の貨物が少量の場合には、1個 25dm³又は10Kg未満のものは、それぞれ 25dm³又は10Kgとして計算する。但し、ばら貨物はこの限りではない。
 3. 1個（ばら貨物は除く）当りの料金に5銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、5銭以上10銭未満の端数があるときは、その端数金額を10銭として計算する。
 4. 請求各口につき5円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円として計算する。
- (6) 1回の庫入又は庫出料金が150円に満たないときは、150円とする。

2. 料率表

(1) 普通荷役料率表 (荷造物)

| 種 別 | 単 位 | 料 率 |
|------------------------------|-----------------------|--------|
| | | 乙 地 区 |
| F級室 (-20℃以下) に対する荷役 | 10 Kg に付 | 27円60銭 |
| | 10 dm ³ に付 | 11円00銭 |
| C級室 (10℃以下 -20℃未満) に対する荷役 | 10 Kg に付 | 23円50銭 |
| | 10 dm ³ に付 | 9円40銭 |

(2) 特殊荷役料率

| | |
|-----|-----------|
| はい替 | 普通荷役料率の7割 |
| 検量 | 同 3割 |
| 仮置 | 同 3割 |

入出庫仕訳及び出庫時品揃え (1荷口)

| | |
|--------------------------------------|--------------|
| (イ) 4種類まで | 普通荷役料率の3割 |
| (ロ) 5種類以上9種類まで | 同 5割 |
| (ハ) 10種類以上次の10種類までごと (ロ)の料率に1割を加算する。 | |
| 倉移し | 庫入及び庫出料率の合計額 |

3. 割増規定及び割引規定

- (1) 1荷口1トン未満又は2.5m³未満の小口貨物については、本表料率の5割増とする。但し、1トン又は2.5m³に相当する料金を超えることはできない。
- (2) かさ高品、ばら貨物、荷造不完全貨物等荷役困難なもの、又は高価品、汚染品、破損し易きもの、その他取扱上特に手数を要するものの荷役については、本表料率の10割以内の割増をつける。
- (3) 寄託者の要求による強行荷役は、本表料率の5割以内の割増をつける。
- (4) 営業時間外 (休日等含む) 及び17時から21時30分までの荷役は、本表料率の6割増とし、21時30分から翌日の5時までには10割増とする。
- (5) 保税地域蔵置貨物 (内国貨物として庫入された貨物を除く) は、本表料率の1割増とする。

- (6) 摂氏零下40度以下の室に対する荷役は、本表料率の5割増とする。
- (7) 1荷口500トン以上の場合は、当該貨物全量につき、本表料率の5%割引とする。

4. その他料金

- (1) 寄託者の要求により重量読取り作業を行なった場合は、その料金は普通荷役料率の3割とする
- (2) 寄託者の要求により分割出庫した場合は、その手数料は2回目以降1回につき100円とする。
- (3) その他寄託者の要求により特別の作業等を行なった場合は、別に料金を徴収する。

5. 消費税の加算

消費税は、1から4までによって計算した料金の総額の3%に相当する金額を別途加算するものとする。但し、保税上屋又は、保税倉庫に蔵置中の輸出入貨物にかかわる料金については、この限りではない。

加算に当たっては、1-(5)、4に拘らず、上記により計算された金額に1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入するものとする。